

さとうきび生産性向上緊急支援事業

第1 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（1）から（8）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別添1に定めるとおりとする。

- (1) 担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- (2) 農作業の受委託の推進
- (3) 地力増進対策
- (4) 機械化の推進
- (5) 自然災害による被害の軽減
- (6) 種苗確保対策
- (7) 肥培管理対策
- (8) 病害虫防除対策
- (9) 病害虫・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

(1) 国は、事業の実施に当たり、1に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。

- ア 土づくりの推進
- イ 作型・品種構成の転換
- ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・確保
- エ 環境負荷の低減

(2) 事業の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする

(3) 1の(1)に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別添1の3に定めるとおりとする。

- ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

- (ア) 研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組
- (イ) 就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

(ウ) 産地における外国人労働者の受入体制の整備

(エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築

イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定

(ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組

(イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入

(4) 第1の2の(3)のアの(エ)の取組を行う場合については、以下のアからウまでに掲げる取組を支援するものとする。

ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催

イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催や技術普及の取組

ウ 農業機械の補修・メンテナンスの実施

また、ウの取組を実施する場合においては、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(ア) アの取組により次年産に向け地域で作業受託組織の持続的運営に資する方針の策定を行うこと

(イ) ウの取組の受益者の過半がイで実施する技術講習会に参加すること。

(5) 1の(3)の取組のうち、以下のア及びイに掲げる取組を優先的に支援するものとする。

ア 製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催

イ 製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び施用

(6) 1の(4)の取組として、農業機械の導入に必要な環境整備の取組を行う場合については、ほ場条件に応じて、掘返しや畦畔の除去等の小規模な環境整備に係る取組のみを支援するものとする。

(7) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでのほ場確認の取組を行うこと。

イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。

ウ ほ場確認実施者に対し、別添2により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。

エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1ほ場当たり月1回（最大3回）実施すること。

(8) 別添1の1のうちケーンハーベスター又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスター又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入ができるものとする。

(9) 別添1の1のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、第2の事業実施主体のうち、(1)、(2)、(4)及び(9)から(11)までの者が、市町村、島単位等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき、農業機械等を導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

(10) 別添1の1の(5)のうち無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）」等を遵守するものとする。

(11) 国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつその他の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとし、平年糖度（過去7年中庸5年平均糖度）が13.1度を下回る地域においては、本事業で実施する低糖度対策の取組について、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり2,000円を上限に優先的に支援するものとする。

(12) 国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の株出栽培の1割を上限）10a当たり3,000円を上限に優先的に支援するものとする。

(13) 別添1の3の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げるものとする。ただし、(2)、(4)又は(11)の者であって、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行う者は、本事業の対象とならないものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。以下同じ。）
- (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 土地改良区
- (5) 協議会（農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- (6) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (7) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (8) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。以下同じ。）
- (9) 生産者の組織する団体
- (10) 国内産糖製造事業者
- (11) 民間企業

2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 前項の(3)の者については、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
- (3) 前項の(10)の者については、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であること。
- (4) 前項の(11)の者については、さとうきびの生産振興を行う企業であること。
- (5) 第1の1の(1)のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第1の1の(9)の取組を実施する者は、前項の(5)に掲げる者に限るものとする。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

(1) 第1の1の(2)から(8)までに掲げる場合の成果目標は、以下のアからオに掲げる目標から、1つ以上(第1の1の(3)、(6)及び(7)に掲げる取組についてはオを含む1つ以上)設定することとする。

また、第1の1の(1)に掲げる取組については、以下のアからキまでに掲げる目標から、1つ以上を設定するものとする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に掲げる取組の成果目標は、以下のアからエまでに掲げる目標から1つ選択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第1の2の(11)に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第1の2の(12)に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加(ただし、事業実施計画を作成する際に用いられる直近のデータにおいて生産量が平年水準を上回る場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方)。

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量5%以上増加

イ 作付面積を1%以上増加

ウ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加

エ 10a当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

カ 担い手の作付面積を1%以上増加

キ 担い手の生産コストを3%以上減少

ク 複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加

ケ 糖度を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加

コ 新植作付面積の増加

2 目標年度

第1に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。以下同じ。)とする。

4 事業実施計画の採択要件

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

(ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであるこ

と。

- (エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (オ) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスターの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盜難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (タ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。
- (チ) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(ツ) 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(テ) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。なお、地方農政局長等は、事業申請者に対してあらかじめ、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなつた場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

(ト) 事業実施主体の取組の内容が、さとうきび増産プロジェクトの達成のためにあらかじめ都道府県が策定する「都道府県機械導入方針」に位置付けられている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者（以下「利用者」という。）等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費-助成金）/当該農業機械等の耐用年数十年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 貸貸契約は契約書等により行うこととする。なお、事業実施主体は、貸貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

- ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められた取組であること。
- エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。
- オ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局（農林水産省農産局をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2の(2)に規定するチェックシートについては、第2の1の(1)から(4)まで又は(6)から(9)までの場合は別記様式第10号-1、(5)の場合は、別記様式第10号-2、(10)の場合は別記様式第10号-3、(11)の場合は別記様式第10号-4を用いるものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（1）農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

（ア）補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とccessすることができるものとする。

（イ）農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

（ア）補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の貸借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

（イ）農業機械等の貸借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

（ウ）本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リース契約の終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ただし、別添1の3に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の6/10を1/2に置き換えて、計算するものとする。

$$\text{① リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間}/\text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{以内}$$

$$\text{② リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times$$

6/10以内

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすものとする。

- 2 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率が、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業に係る事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの標準補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率をいう。）に比べ過大とならないよう定めるものとする。
- 3 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組のうち、農業機械等の導入の場合は、農業機械等の実勢価格の6/10以内とし、リース導入の場合は、リース料の6/10以内とする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に必要となる農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の1/2以内とし、また、リース導入の場合はリース料の1/2以内とする。
- 4 第1の1の(9)に掲げる取組を行う場合については、補助対象となる面積は令和7年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回200円とする。
- 5 第1の2の(4)のウに掲げる取組を行う場合については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり1,200円を上限に支援するものとする。
- 6 第1の2の(6)の取組を行う場合については、補助上限は100万円までとし、補助率は1/2以内とする。
- 7 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
 - (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (4) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。
 - (5) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 9 8の(4)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器

具（灌水タンク等）を取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。

10 申請できない経費

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

11 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めたときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業による事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

(参考)

実施要領別記1の第1の1の取組例

取組事項	取組例
(1) 担い手・作業受託組織の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会、農業機械の補修・メンテナンス体制の構築に向けた講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催、製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び散布、堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築、農業機械の導入に必要な環境整備 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進、早期高糖品種の活用 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入を含む。） 等
(8) 病害虫防除対策	病害虫の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る碎土委託） 等
(9) 病害虫・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※ (4) の取組のうち資格取得支援については事業終了後3年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の (1) から (8) までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等 (さとうきび) (1) ケーンハーベスター (収納袋を含む。) (2) 株出管理作業機 (3) 苗植付機 (4) 乗用トラクター (5) 防除用機械 (6) 堆肥散布機、堆肥散布車 (車と一体的なものに限る。) (7) 肥料散布機 (8) 耕うん用機械 (9) 碎土整地用機械 (10) 栽培管理用機械 (11) 搬出・搬入機 (12) 脱葉機 (13) 散水車 (車と一体的なものに限る。)
2 機材 (さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。) (1) 設置型農業用タンク (2) 灌水ポンプ (3) 灌水用機器 (点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等)
3 農業機械等 (複合経営品目) 植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等 (品目特有のものに限る。)
4 その他の農業機械等 1 から 3 までに定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

病害虫発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県　郡　村　・・・	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病害虫発生の有無		有（病害虫名：　　） 無	
食害・糞の有無		無　有（被害株数　　）	
幼虫の有無		無　有（寄生頭数　　）	
防除日時		月　日（　）　時　分～　時　分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1ほ場当たり月1回 (最大3回)
調査日時		月　日（　）　時　分～　時　分	

雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県　郡　村　・・・	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名：　　） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月　日（　）　時　分～　時　分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1ほ場当たり月1回 (最大3回)
調査日時		月　日（　）　時　分～　時　分	